





- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。
- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞）

第6条 乙は、第1条第7号の納入期限までに車両を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。

- 2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を指定」（昭和24年大蔵省告示第991号）で定められた率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額に遅延利息の率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（解除）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約の条項に違反した場合又は乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合

- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、売買代金の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

（管轄裁判所）

第8条 この契約に関し訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内  
北海道市町村備荒資金組合長 棚野孝夫

乙